

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小松島市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 小松島地区

(1) 現況

本地域は、勝浦川水系に属する市街化区域の西南部に展用するおよそ670haの農用地があり、その2/3が平坦地の田として、1/3が樹園地として利用されている。平坦地区の国道バイパス西側は比較的二毛田化率が高い地区であって、田畑が混在していることから田畑転換を進め、野菜生産団地及び麦、飼料作物等農用地の利用を促進する必要がある。また、南部の田野、芝生地区の田は、農業の近代化と他作目導入等複合化を推進し、集団化による野菜生産の主産地化計画の基盤として農地の利用を推進する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 立江地区

(1) 現況

那賀川及び立江川に属し、ほぼ西東に開けたおよそ545haの農用地があり、その3/5が水田として2/5が樹園地として利用している。田は、ほとんどのほ場が不整形、小区画に分散し傾斜度おおむね1/1000程度で典型的な一毛田米単作地帯であることから、ほ場整備等土地基盤整備を推進し、稲作の省力化と裏作作物の導入等農用地の高度利用を図る必要がある。また樹園地は三方を囲む山地のおおむね1/20以下の傾斜面を樹園地として利用している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 坂野地区

(1) 現況

那賀川水系に属する国道55号線東南部に農用地およそ522haがあり、その殆どが湿地田で米単作、一部集落周辺において、ほ場整備や田畑転換に対応できる条件を備えている地区で、団地化による施設野菜栽培が盛んで利用率も高い。今後、水田のほ場整備事業、湛水防除事業等土地基盤整備を推進し優良農地の確保と施設野菜の主産地化を促進する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	小松島区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	立江区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	坂野区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。